

[表]

平成 年 月 日

関東運輸局長殿  
関東運輸局 運輸支局長殿

運行・整備管理者選任等届出書

(ふりがな **まるまる かぶしきがいしゃ** )  
届出者の氏名 **株式会社**  
又は名称  
届出者の住所 **県 市 - -**  
及び電話番号 **012-345-6789**

営業所(使用の本拠の位置)の名称

営業所

営業所(使用の本拠の位置)の住所  
及び電話番号

使用者住所に同じ

運行管理者 を 選任・解任 したので、道路運送法第23条第3項 の規定により届け出します。  
整備管理者について 選任・変更 したので、貨物自動車運送事業法第18条第3項 の規定により届け出します。  
道路運送車両法第52条 の規定により届け出します。

事業の種類	[事業用]1.一般乗合 2.一般貸切 3.一般乗用 4.特定旅客 5.一般貨物 6.特定貨物 7.特定第二種利用運送 [家用]8.レンタカー 9.その他の家用					乗用車	軽貨物 (二輪含む)	変更前の内容(管理者以外)及び備考	
自動車の台数(台) (届出に係る 事業に限る。)	車種	バス		トラック等					
	業態	(30人以上)	(29人以下)	(8t以上)	(8t未満)				
	自家用								
	レンタカー								
事業用			15(うち特積運行車: )						

  

解任(変更) となった 旧管理者	管理者区分	氏 名	解任等年月日	解任等の理由
	運行管理者 整備管理者		年 月 日	1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令
	運行管理者 整備管理者		年 月 日	1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令
	運行管理者 整備管理者		年 月 日	1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令
	運行管理者 整備管理者		年 月 日	1.転任 2.職制変更 3.退職 4.資格者証の返納命令又は解任命令

[注意事項]

- この届出書は、事業の種類ごと及び選任義務を有する営業所等ごとに提出すること。なお、営業所の廃止等により管理者を解任する場合は、適宜の書式によりその旨を届出すること。
- 「事業の種類」、「管理者区分」及び「解任等の理由」欄は、該当の項目に を付すこと。
- 運行管理者の選任届出の際は、新たに選任した者の運行管理者資格者証の写しを添付すること。
- 整備管理者の選任届出の際は、新たに選任した者が資格要件のいずれかに該当すること及び道路運送車両法第53条に規定する解任命令による解任の日から2年を経過していない者でないことを信じさせるに足る書面を添付すること。
- 印の事項に変更があったときは変更の届出が必要です。なお、変更後の事項は、朱書するか又は赤色のアンダーラインを付して下さい。

[裏]

運 行 管 理 者	統括 運行 管理者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証の番号及び交付年月日	兼職がある場合の 職名及び 職務内容
		(うんかん たろう) 運管 太郎	昭和 年 月 日	平成 年 月 日	関神貨物 第 号平成 年 月 日	
		(うんかん じろう) 運管 次郎	昭和 年 月 日	平成 年 月 日	関神貨物 第 号平成 年 月 日	整備管理者
		( )	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
		( )	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	
		( )	年 月 日	年 月 日	第 号 年 月 日	

複数の運行管理者を選任している場合、統括運行管理者に該当する者の「統括運行管理者」欄に を付すこと。

整 備 管 理 者	(ふりがな) 氏名	生年月日	選任年月日	資格要件					兼職がある場合の 職名及び職務内容				
				2年以上の実務経験、かつ、選任前研修修了 点検・整備整備の管理 の実務経験の実務経験	一級、二級 又は三級の 自動車整備 士資格	国土交通大 臣が告示で 定める基準	改正省令(平 成15年3月) の経過措置 に該当						
	(せいかん たろう) 整管 太郎	昭和 年 月 日	平成 年 月 日										
	(うんかん じろう) 運管 次郎	昭和 年 月 日	平成 年 月 日						運行管理者				
	( )	年 月 日	年 月 日										
	( )	年 月 日	年 月 日										

資格要件欄は、該当する項目の欄に を付すこと。